

○内閣府令第三十五号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）を実施するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第一条 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改	正	後
目次		
第一章 総則（第一条―第一条の四）		
第一章の二 妊婦のための支援給付（第一条の四の二―第一条の四の五）		
第二章 略		
第一章 略		
[第一款〕第三款 略		
第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）		
第二節 略		
[第三章〕第六章 略		
附則		
第一章の二 妊婦のための支援給付		
（法第十条の九第一項の認定の申請）		
第一条の四の二 法第十条の九第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする者が、当該認定の申請を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。		
一 妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告		
二 届出年月日		
三 氏名、年齢、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び職業		
四 居住地		
五 妊娠月数（申請日において、既に出産、死産又は流産している場合は、それらが確認された日）		
六 医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名		

改	正	前
目次		
第一章 総則（第一条―第一条の四）		
第一章の二 第一章の三 [同上]		
第二章 [同上]		
第一章 [同上]		
[第一款〕第三款 [同上]		
第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）		
第二節 [同上]		
[第三章〕第六章 [同上]		
附則		
[章を加える。]		
[条を加える。]		

2 法第十条の九第一項の申請が、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十五条の規定による妊娠の届出と併せて行われるとき又は当該妊娠の届出が既に行われているときは、前項の申請書に記載するとされた事項のうち当該妊娠の届出に記載したものについては、同項の規定にかかわらず、同項の申請書に記載することを要しない。

（法第十条の十三第一項の届出）

第一条の四の三 法第十条の十三第一項の規定による届出は、出産予定日の八週間前の日（同日前に出産、死産又は流産した場合はその日）以降に、次に掲げる事項を市町村に提出してするものとする。

- 一 氏名、住所地、生年月日及び電話番号
- 二 胎児の数
- 三 当該妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の名称
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

（法第十条の十四第二項の内閣府令で定める方法）

第一条の四の四 法第十条の十四第二項の内閣府令で定める支払の方法は、妊婦給付認定者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該者の預金、貯金への振込み又は小切手の振出しの方法とする。

（妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知）

第一条の四の五 市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。

第一章の三 [略]

（認定の申請等）

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子ども保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

[二〃四 略]

[2〃5 略]

第一章の四 [略]

第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

第一章の二 [同上]

（認定の申請等）

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子ども保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

[二〃四 同上]

[2〃5 同上]

第一章の三 [同上]

第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
第一条の三十二の九 法第六条の三第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項に基づく妊婦のための支援給付を受ける資格を有することの認定を受け付けた時並びに出産前及び出産後の適当な時期に、面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）又はこれに準ずる方法により、妊婦及び出産した者、これらの配偶者並びに市町村長が妊婦等包括相談支援事業による支援が必要と認める者に対して行うものとする。 第一条の三十二の十 法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業は、次項に規定する施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（第三項に規定する者を除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業とする。 〔②〕 法第六条の三第二十三項に規定する内閣府令で定める施設は、保育所、幼稚園、認定こども園その他の乳児等通園支援事業を適切に行うことができる施設とする。 〔③〕 法第六条の三第二十三項に規定する内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する者とする。 一 出生の日から六箇月を経過しない乳児 二 次のイ、ロ若しくは二に掲げる施設に入所し、又は次のハに掲げる事業による保育を受けている出生の日から六箇月を経過した乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの イ 保育所 ロ 認定こども園 ハ 家庭的保育事業等 ニ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第一条に定める施設 第二十四条 市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。 第三十六条の三十六 〔略〕		〔条を加える。〕 〔条を加える。〕 第二十四条 市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。 第三十六条の三十六 〔同上〕 〔②〕 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 一 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	